

これまで表示義務がなかった業者間取引にも 表示が義務付けられました！！

平成 20 年 4 月 1 日～

業者間取引される業務用生鮮食品並びに業務用加工食品を表示義務の対象とするため、平成 20 年 1 月 31 日付けで生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行となりました。

また、上記の品質表示基準の改正とともに、削りぶし品質表示基準、農産物漬物品質表示基準、野菜冷凍食品品質表示基準及びうなぎ加工品品質表示基準も一部の改正がありました。

なお、この改正に伴い、「生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準等の改正（業者間取引関係）に関する Q&A」が出ていますので、農林水産省ホームページをご覧ください。

目 次

| | |
|-------------------------|-----|
| 改正点をまとめた表 | P2 |
| 1 改正の目的 | P3 |
| 2 改正の概要 | P4 |
| 3 業務用生鮮食品に関する Q&A | P7 |
| 4 業務用加工食品に関する Q&A | P13 |
| 5 生鮮食品品質表示基準 | P18 |
| 6 加工食品品質表示基準 | P22 |

食品を扱う事業者の皆様！注目です！

▼ポイント 1

これまで表示義務がなかった業者間取引にも表示が義務付けられました

義務表示の項目

| 生鮮食品 | 加工食品 |
|--------------------------------------|---|
| 名称、 原産地、 内容量、 販売業者名 及び住所 | 名称、 原材料名、 製造業者名及び住所、 内容量、 賞味期限、 保存方法、 原料原産地名、 原産国名 |

▼ポイント 2

JAS法に基づく監視の対象になりました

▼ポイント 3

表示の根拠書類の整備・保存に努めなければなりません
(概ね3年を目安)



JAS法の適用範囲が広がりました！

☆平成20年4月1日から義務付けられました☆

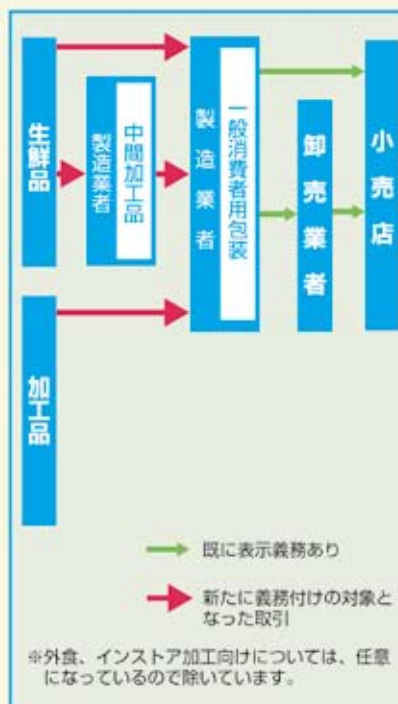
▼ポイント 4

商品の容器に表示が必要なの？

- ・容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示できます

▼ポイント 5

義務化のイメージがわかりにくいけど？
図式化すると以下のイメージです



もっと知りたい方のために。
詳細はこちらで検索！

食品表示

検索

農林水産省又はお近くの地方農政局、地方農政事務所等までお問い合わせ下さい。

説明会の実施案内や関係資料については、各機関のホームページ等をご確認下さい。

農林水産省消費・安全局表示・規格課

1

改正の目的

これまでの業者間取引は、業者間の信頼関係を前提としていることから商品に関する情報伝達は規格書等により適正に行われていると考えられ、一般消費者へ販売する生鮮食品並びに加工食品の最終製品の製造販売業者に表示の義務を課すことで表示の正確性を確保出来るとしてきました。

ところが、業者間取引の段階で正しい情報伝達が行われず、最終的に正しい表示が確保できないという問題が明らかとなったことから、業者間取引においても JAS 法に基づく品質表示基準の対象とすることで不正表示に対する抑止力を高め、最終製品に正しい表示が行われるようにすることを目的に、今回、生鮮食品品質表示基準及び加工食品品質表示基準等が改正され、施行されました。

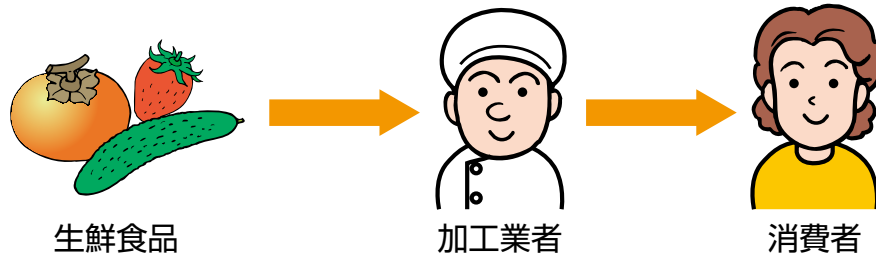
2

改正の概要

1 業務用生鮮食品が定義されました（第2条関係）

生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものを「業務用生鮮食品」とし、生鮮食品と区別されました。

【例】



2 業務用生鮮食品に名称及び原産地の表示が義務づけられました。

（第4条の2第1項関係）

【例】業務用生鮮の表示事項及び表示の方法

- ① 名称
- ② 原産地
- ③ 輸入品は、原産国を、国産品は、国産、県名
その他一般に知られている地名
- ④ 輸入水産物は、原産国に水域名を併記

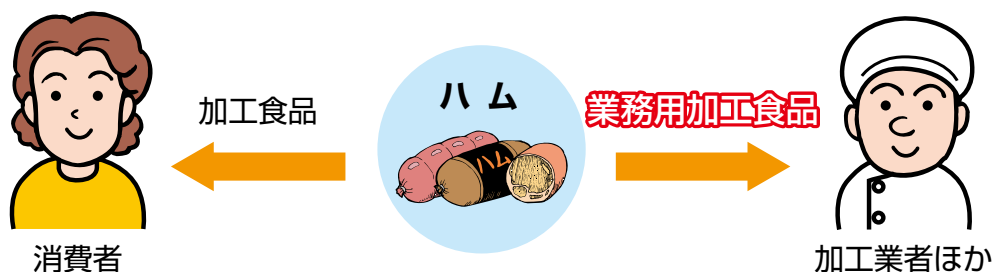


3 原産地の表示については、業務用生鮮食品で原料原産地名表示が義務づけられている20食品群とならない場合には、原産地の表示を省略することができます。（第4条の2第4項関係）

4 小売販売業者以外の販売業者は、業務用生鮮食品について、義務表示事項の表示場所は、容器包装の見やすい箇所、送り状、納品書、又は規格書等に表示することができます。（第4条の2第4項関係）

5 業務用加工食品が定義されました（第2条関係）

加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっていないものを「業務用加工食品」とし、「加工食品」と区別しました。業務用加工食品については、容器に入れ、又は包装されていないものも対象となります。

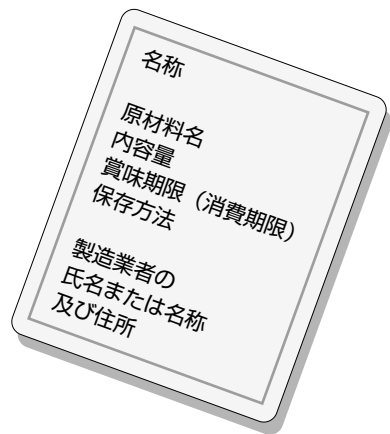


- 6 全ての販売業者が表示の責任者となりました（第3条第1項関係）
卸売業者等の単に販売をする者についても、表示の責任者となります。



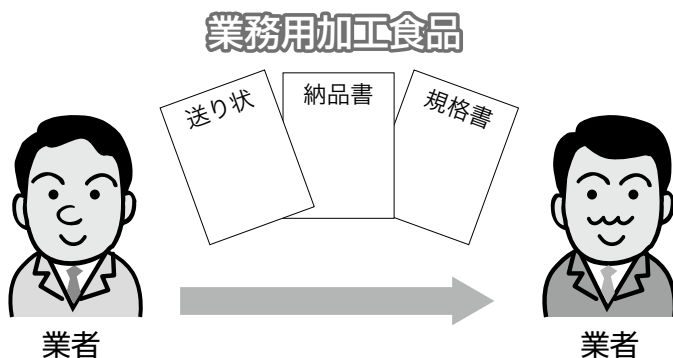
- 7 今回の JAS 法に基づく加工食品品質表示基準の改正で表示が義務化される項目は、「名称」「原材料名」「製造業者等の氏名又は名称及び住所」です。また、計量法や食品衛生法で表示が義務付けられている食品にあっては、内容量、賞味期限（消費期限）、保存方法について表示の義務があります（第4条の2 第1項及び第2項関係）

さらに、輸入品にあっては原産国名を、また、最終製品において原料原産地名の表示が義務付けられている加工食品（20 食品群と 4 個別品質表示基準）となる原材料・製品は原料原産地名を表示しなくてはならないとされています。



- 8 義務表示事項の表示場所は、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます（第4条の2 第1項関係）

送り状、納品書は、原材料・製品に添付されるもの、規格書等は、原材料・製品に添付されないものです。なお、規格書等に表示する場合には、容器・包装、送り状又は納品書等において、その原材料・製品がどの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。また、計量法や食品衛生法で容器・包装に表示が義務付けられている場合には、これらに従って表示しなくてはなりません。



書等において、その原材料・製品がどの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。また、計量法や食品衛生法で容器・包装に表示が義務付けられている場合には、これらに従って表示しなくてはなりません。

- 9 他法令で表示が義務付けられているものはこれらの規定に従って表示します
(第4条の2第3項)

計量法や食品衛生法、正式名称で表示する義務がある事項については、これらの法令の内容に従って表示しなくてはなりません。

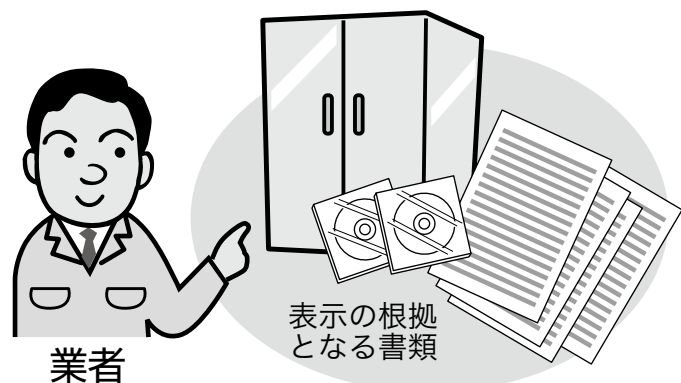
- 10 義務表示事項の記載様式、文字の色、大きさ等の規制の適用は受けません
(第4条第2項を準用しない)

義務表示事項の記載様式、文字の色、大きさ等は、消費者にとってわかりやすい表示とするための規制です。業務用加工食品は、直接消費者が購入するものではないことからこれらの規制は適用されません。また、「名称」「原材料名」等の事項名も記載する必要はありませんが、取引の相手方に必要な情報が伝わるように記載する必要があります(なお、食品衛生法等で別途、文字の大きさ等が定められているものについてはそれにしたがってください。)

- 11 表示の根拠となる書類等は、これを一定期間保管するよう努めなくてはなりません
(第8条関係)

表示の根拠となる書類とは、名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書等、更には製造仕様書、製造指示書、製造記録等を指し、それらの保管期間は、取り扱う食品の流通や消費の実態等に応じ、表示の責任者となるものが自らの立証責任を果たせるよう合理的な保管期間を設定することとされています。概ね3年を目安にすることが望ましいとされています。保管の方法は紙(書類)だけでなく、電子媒体でも良いとされています。

概ね3年間保管を目安



3

業務用生鮮食品に関する Q&A

目次

- Q1 業務用生鮮食品と業務用加工食品の定義について教えてください。
- Q2 業務用加工食品に、既に個別の品質表示基準に基づいた表示を行っている場合、表示を変更する必要があるのですか。
- Q3 業務用生鮮食品について、具体的に表示が義務づけられている事項は何ですか。
- Q4 業務用生鮮食品について、原産地の表示がどのような場合に義務となるのですか。
- Q5 業務用生鮮食品について、名称の表示はどのようになるのですか。
- Q6 業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようになるのですか。
- Q7 業務用生鮮食品の表示は、どこにすればよいのですか。
- Q8 水産物品質表示基準やしいたけ品質表示基準は業務用生鮮食品にも適用されるのですか。
- Q9 業者間取引される米は、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示が必要ですか。
- Q10 字の大きさや書き方に規制はあるのですか。
- Q11 送り状、納品書等又は規格書等の範囲について教えてください。
- Q12 これらは業者間取引で必ず規格書等を作成しなければならないのですか。
- Q13 規格書等は膨大な量となりますが、紙で保存する必要があるのですか。
- Q14 整理、保存に努めなければならない表示の根拠となる書類は、どのようなものですか。

Q1 業務用生鮮食品と業務用加工食品の定義について教えてください。

A

- 1 業務用生鮮食品とは、生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいいます。
例えばあじの開き干しに使用されるマアジ、ハンバーグに使用される牛肉、干しぶどうに使用されるぶどう等です。
生鮮食品の形態のまま流通し、そのまま一般消費者に販売されるものは、従来どおり、生鮮食品としての表示をしなければなりません。
- 2 業務用加工食品とは、加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいいます。
例えば、牛豚の合挽肉(A) → Aを調味した合挽肉(B) → Bにジャガイモ等の原材料を混ぜたコロッケ種(C) → Cに衣をつけたもの(D) → Dを揚げたコロッケ(E) → Eを入れた弁当(F)という商品があった場合に、F以外のA～Eがすべて業務用加工食品となります。
また、E(惣菜)を一般消費者に販売する場合には、A～Dが業務用加工食品となります。

Q2 業務用加工食品に、既に個別の品質表示基準に基づいた表示を行っている場合、表示を変更する必要があるのですか。

A

- 1 業務用加工食品については、基本的には、加工食品品質表示基準に基づいて表示することとなりますが、業務用加工食品であって、既に個別の品質表示基準に基づき最終製品と同様の表示を行っている場合、これを変更する必要はありません。
- 2 また、しょうゆ、みそ等の個別の品質表示基準により定義と名称を定め、加工食品品質表示基準によりその定義に合致しないものに対し、その名称の使用を制限しているものについては、業者間取引においても同様の名称使用制限がかかることとなります。

Q3 業務用生鮮食品について、具体的に表示が義務付けられる事項は何ですか。

A

- 1 業務用生鮮食品については、原則として名称と原産地を表示する義務があります。
また、計量法において内容量と販売業者名及び住所の記載を義務付けられているものにあつては、名称と原産地に加え、内容量と販売業者名及び住所を表示する義務があります。
- 2 しかしながら、加工食品品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられている20食品群と、個別の品質表示基準で原料原産地名の表示が義務付けられているうなぎ加工品、農産物漬物及び野菜冷凍食品の原料原産地名の表示がされる原材料以外の原材料として使用される業務用生鮮食品については、原産地の表示を省略することができます。

この場合、名称のみを表示すれば表示義務は満たしていることになります。

（計量法で内容量の記載が義務付けられているものにあつては、名称に加え、）
（内容量と販売者名及び住所も表示する義務があります。）

- 3 なお、上記2の業務用生鮮食品となるかどうかわからないものについては、原産地の表示を省略することはできません。
- 4 JAS 法上の生鮮食品に該当する一部の食品（容器・包装に入れられた、食肉、生かき、魚肉すり身、生食用鮮魚貝類、切り身又はむき身にした鮮魚貝類を凍結させたもの等については食品衛生法において賞味期限（消費期限）、保存方法、食品添加物等の表示も義務付けられていますのでご注意願います。

Q4 業務用生鮮食品について、原産地の表示がどのような場合に義務となるのですか。

A

- 1 最終製品で原料原産地名の表示が義務付けられているものは、輸入品以外のものであつて、加工食品品質表示基準で義務付けられている20食品群と、個別の品質表示基準で義務付けられているうなぎ加工品、かつお削りぶし、農産物漬物及び野菜冷凍食品があります。
- 2 これら（かつお削りぶしを除く。）の原材料となる業務用生鮮食品であつて最終製品で原料原産地名の表示が必要なものになるものについて、原産地を表示しなければなりません。
このような業務用生鮮食品としては、例えば、
 - ① カットトマト（60%）とカットキュウリ（40%）のサラダの場合についてのトマト
 - ② 味付けカルビのカルビ
 - ③ かつおのたたきのかつお
 があります。
- 3 上記2に該当する業務用生鮮食品はもちろんですが、最終製品に原料原産地名の表示が必要かどうか分からない場合など、最終製品において原料原産地名の表示が必要な原材料になる可能性を否定できない業務用生鮮食品についても、原産地を表示しなければなりません。
（最終製品に原料原産地名の表示が義務付けられていない商品の原材料として）
（使用されることが確実な業務用生鮮食品については、原産地の表示を省略することができます。）

Q5 業務用生鮮食品について、名称の表示はどのようになるのですか。

A

- 1 生鮮食品品質表示基準においては「名称」について「その内容を表す一般的な名称を記載すること」とされており、業者間取引においても同様です。
- 2 しかしながら、他法令において名称についての規制がなく、業務用生鮮食品に記号や略号による表示を行おうとする場合には、業者間で規格書等によりその記号や略号の意味が周知されており、かつ、行政による調査・検査の際に一般的名称との対応関係が明示できるようであれば、記号や略号による情報伝達も可能です。

Q6 業務用生鮮食品について、原産地の表示はどのようになるのですか。

A

- 1 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものですから、業務用生鮮食品の原産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができます。
 - ① 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名
 - ② 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名
 - ③ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- 2 輸入された水産物にあつては原産国名に水域名を併記することができます
- 3 原産地が2つ以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように記載します。
- 4 最終製品の原料原産地名の表示において加工食品品質表示基準に基づき「その他」と記載されることが明らかな業務用生鮮食品については、原産地を「その他」と記載することができます。

Q7 業務用生鮮食品の表示は、どこにすればよいのですか。

A

- 1 業者間取引では、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ記載する場合には、容器・包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。
- 3 このように、今回の改正では、業務用生鮮食品の義務表示事項を、容器・包装に限らず送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めていますが食品衛生法及び計量法で容器・包装に表示することを義務付けられている場合には、これらに従い表示しなければなりません。

Q8 水産物品質表示基準やしいたけ品質表示基準は業務用生鮮食品にも適用されるのですか。

A

- 1 業務用生鮮食品については、水産物品質表示基準やしいたけ品質表示基準は適用されません。
- 2 しかしながら、業務用生鮮食品について、水産物品質表示基準やしいたけ品質表示基準に則した表示を行うことは可能です。
(なお業務用生鮮食品以外の生鮮食品（流通段階も含む）については従来どおり）
水産物品質表示基準やしいたけ品質表示基準が適用されます。

Q9 業者間取引される米は、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示が必要ですか。

A

- 1 加工食品用の原料とされる業者間取引の米は、業務用生鮮食品ですので、生鮮食品品質表示基準に基づき表示を行う必要があります。
なお、玄米及び精米品質表示基準に即した表示は、生鮮食品品質表示基準に適合しているため、そのような表示をすることも可能です。
- 2 容器・包装に入れ一般消費者に販売する米の表示は、玄米及び精米品質表示基準が適用されますが、一般消費者用に包装する前の米であって業者間で取引される流通段階のものは、生鮮食品品質表示基準が適用されます。(販売先が流通段階の荷姿(小分け等しない。)で一般消費者に販売する場合は、玄米及び精米品質表示基準に基づく表示が必要となります)

< 共通事項 >

Q10 字の大きさや書き方に規制はあるのですか。

A

業務用加工食品及び業務用生鮮食品については、消費者にとってわかりやすい表示を行わせるための規制(一括表示、活字の大きさ、文字の色等)を適用しませんので、例えば「名称」や「原材料名」等の事項名を記載する必要はありません。ただし、その際には、取引の相手方に名称や原材料名等の情報が伝わるように記載しなければなりません。

Q11 送り状、納品書等又は規格書等の範囲について教えてください。

A

- 1 送り状又は納品書等とは、伝票、インボイス等など製品に添付されて相手側に送付されるもののことです。このため製品に添付されないものについては「納品書」と称されるものであっても、加工食品品質表示基準等で規定されている納品書等ではありません。
- 2 規格書等とは、製品規格書、配合規格書、納品規格書、仕様書等と称される製品に添付されないものであって、取引の当事者間で内容について合意がなされているもののことです。このため「見積書」、「注文書」、「カタログ」、「指図書」「成分一覧表」などと称されるものであっても、製品に添付されず、かつ、取引の当事者間で内容(義務表示事項等)について合意がなされているものであれば加工食品品質表示基準等で規定されている規格書等となります。
- 3 なお、規格書等については、電子媒体であるものを含みます。

Q12 これからは業者間取引で必ず規格書等を作成しなければならないのですか。

A

- 1 業者間で取引される業務用加工食品及び業務用生鮮食品の義務表示事項を表示する場所は、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等も認めることとしています。
- 2 したがって、義務表示事項が、既に容器・包装、送り状又は納品書等に表示されていれば、新たに規格書等を作成する必要はありません。

Q13 規格書等は膨大な量となりますが、紙で保存する必要があるのですか。

A

- 1 規格書等へ記載する場合には、当該規格書等の整理及び保存に努めなければなりません。どの商品に対応する規格書等なのかがすぐに照合できるように保存する必要があります。
- 2 このような規格書等は紙ではなく電子媒体で保存することも可能ですので保存スペースがない場合には、電子媒体で保存していただくことになります。
なお、当該規格書等を電子媒体で保存する場合には、印刷できる状態にしていただくことが必要です。

Q14 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。

A

- 1 製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類のことであり、電子媒体を含みます。
このような書類としては、例えば、
 - ① 仕入れた食品の名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等
 - ② 小分け・製造した食品についての製造仕様書、製造指示書、原材料使用記録、製造記録等
 - ③ 販売した食品の名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書等
 - ④ 期限表示に係る期限設定の根拠書類
 - ⑤ 特色のある原材料等の表示に係る根拠書類があります。
- 2 なお、中間加工品の原材料等の情報がその容器・包装のみに記載されている場合もありますが、使用済みの容器・包装を保存することは実態上困難であることから、このような場合には、いつでも仕入元に対し、使用した中間加工品の情報を確認できるよう、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等又は規格書等の整理・保存に努める必要があります。

4

業務用加工食品に関する Q&A

目次

- Q15 グループ企業間の取引は対象になるのですか。
- Q16 同一企業内の取引は対象になるのですか。
- Q17 加工や包装等の工程の一部を他社へ委託する場合（契約上の請負となっている場合を含む）も対象になるのですか。
- Q18 単に流通・保管を委託した場合は対象になるのですか。
- Q19 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか。
- Q20 原材料名の表示は、原材料の多い順に書く必要があるのですか。また、原材料の配合割合を表示する必要はあるのですか。
- Q21 送り状、納品書等又は規格書等の範囲について教えてください。
- Q22 業者間取引の表示が義務付けられると、取引相手以外の流通業者、消費者等に対して義務表示事項を記載した規格書等を開示する義務が製造業者等に生ずるのではないですか。
- Q23 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。

Q15 グループ企業間の取引は対象になるのですか。

A

- 1 JAS法は、これまで最終製品について表示を行った者のみを表示責任者としてきたことから、業者間取引において不適正表示の原因を作った者に対して責任を問うことはできませんでした。
- 2 このような制度では、最終製品の表示の正確性を確保することが困難であることから、今回の改正により商品の製造等に関係する者全てに表示義務を課すことにします。
(なお業者間取引をJAS法の対象としても最終製品の表示責任者はこれまでどおり原材料を確認して正しい表示をする必要があることは言うまでもありません。)
- 3 したがって、グループ企業間の取引も「業者間」の取引になりますので、表示義務の対象となります。

Q16 同一企業内の取引は対象になるのですか。

A

同一企業内の取引については企業内で取引を行う者がそれぞれ表示責任者（不適正表示を行った場合にJAS法に基づき処分される者）となるのではなく、その企業が全体として表示責任者となることから、表示義務の対象とはしません。

なお、適正な表示を行うために必要な範囲において、同一企業内であっても適切に情報の伝達・管理をすることは望ましいことと考えます。

(製造工程を他の企業へ委託する場合は、同一企業内の取引ではなく、表示義務の対象です。)

Q17 加工や包装等の工程の一部を他社へ委託する場合（契約上の請負となっている場合を含む）も対象になるのですか。

A

- 1 基本的にはどのような委託であれ、委託先が不適正表示の原因となる行為をする可能性があることから、委託元と委託先との取引を表示義務の対象とします。
- 2 このことから、製品等も委託元で用意し、それを委託先に提供した上での
 - ① 単なる選別
 - ② 単なる混合
 - ③ 単なる切断
 - ④ 単なる小分け
 - ⑤ 単なる包装
 - ⑥ 単なる詰め合わせ、組合せ

⑦ 単なるラベル貼り

のような単純な委託行為であっても、委託先が不適正表示の原因となる行為をする可能性があることから表示義務の対象とします。

- 3 表示方法については他の業務用食品と同じですが、食品衛生法等による容器・包装への表示の義務がないものについては全ての表示事項について送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 4 なお、例えば、
 - ・規格書等と照合できるようにした送り状等を委託先へ送り、委託先が製品を委託元へ納品する際に当該規格書等と照合できるようにした送り状等を返すこと
 - ・委託元が委託先に包装前の製品と予め表示を付した包材を送り、委託先が包装前の製品をその包材に入れ委託元へ返すこと
 等の情報伝達が行われていれば、表示義務を果たしているといえます。

Q18 単に流通・保管を委託した場合は対象になるのですか。

A

- 1 単に運送だけを委託された事業者（卸売りは行わず、運搬運賃のみを受領）については、委託元と運送（配送）先で、容器・包装、送り状、納品書等又は規格書等を取り交わすことになるので、表示義務の対象外となります。
- 2 単に保管することだけを委託された事業者についても表示義務の対象外となります。
- 3 また、表示の正確性を確保するという観点から、商品を直接取扱わない、いわゆる帳合（帳簿上のみの取引）については表示義務の対象外とし、商品の取扱いがある業者間の取引のみを表示義務の対象とします（規格書等が帳合業者経由で伝達される場合は、表示義務の対象となります。）。
- 4 なお、上記1及び2において、運送や保管の過程で賞味期限（消費期限）を記載する等を行う事業者については、単に運送や保管だけを行う事業者とは認められないことから、表示義務の対象となります。

Q19 業務用加工食品の表示は、どこにすればよいのですか。

A

- 1 業者間取引では、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。
- 2 なお、規格書等へ記載する場合には、容器・包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを照合できるようにすることが必要です。
- 3 このように、今回の改正では、業務用加工食品の義務表示事項を、容器・包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することも認めています。食品衛生法及び計量法で容器・

包装に表示することを義務付けられている場合には、これらに従い表示しなければなりません。

Q20 原材料名の表示は、原材料の多い順に書く必要があるのですか。また、原材料の配合割合を表示する必要があるのですか。

A

- 1 業者間取引における原材料名の表示については、最終製品に適切に表示するためには、必ずしも「多い順」に記載することが必要ではなく、「多い順がわかる」ように情報を伝達すれば十分と考えています。
- 2 また、原材料の配合割合は義務表示事項ではありません。ただし、中間原料の供給者は、最終製品の適正な表示に資する範囲内で、供給先の求めに応じ、原材料の情報を規格書等により正しく伝達する必要があることはいうまでもありません。
- 3 なお、食肉製品については、食品衛生法施行規則により、容器・包装に原料肉名を配合分量の多い順に記載することとされています。

Q21 送り状、納品書等又は規格書等の範囲について教えてください。

A

- 1 送り状又は納品書等とは、伝票、インボイスなど製品に添付されて相手側に送付されるもののことです。このため、製品に添付されないものについては「納品書」と称されるものであっても、加工食品品質表示基準等で規定されている納品書等ではありません。
- 2 規格書等とは、製品規格書、配合規格書、納品規格書、仕様書等と称される製品に添付されないものであって、取引の当事者間で内容について合意がなされているもののことです。このため「見積書」、「注文書」、「カタログ」、「指図書」「成分一覧表」などと称されるものであっても、製品に添付されず、かつ、取引の当事者間で内容（義務表示事項等）について合意がなされているものであれば、加工食品品質表示基準等で規定されている規格書等となります。
- 3 なお、規格書等については、電子媒体であるものを含みます。

Q22 業者間取引の表示が義務付けられると、取引相手以外の流通業者、消費者等に対して義務表示事項を記載した規格書等を開示する義務が製造業者等に生ずるのではないですか。

A

- 1 今回の改正により、製造業者等が義務表示事項を規格書等へ記載した場合、製造業者等に当該規格書等を取引相手以外の流通業者や消費者等へ開示する義務が生じることはありません。
- 2 農林水産省としては、流通関係団体や消費者団体に対しても、このことを傘下の会員等へ周知いただけるよう説明に努めていきたいと考えています。

Q23 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。

A

1 製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類のことであり、電子媒体を含みます。

このような書類としては、例えば、

- ① 仕入れた食品の名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等
- ② 小分け・製造した食品についての製造仕様書、製造指示書、原材料使用記録、製造記録等
- ③ 販売した食品の名称、原材料名、原産地等が記載された送り状、納品書、規格書等
- ④ 期限表示に係る期限設定の根拠書類
- ⑤ 特色のある原材料等の表示に係る根拠書類があります。

2 なお、中間加工品の原材料等の情報がその容器・包装のみに記載されている場合もありますが、使用済みの容器・包装を保存することは実態上困難であることから、このような場合には、いつでも仕入元に対し、使用した中間加工品の情報を確認できるよう、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等又は規格書等の整理・保存に努める必要があります。

参考：問い合わせ窓口一覧

〈各地方農政局・沖縄総合事務局〉

| | | |
|----------------------|---------|----------------------|
| 北海道農政事務所消費・安全部表示・規格課 | (札幌市) | TEL 011-642-5490 (代) |
| 東北農政局消費・安全部表示・規格課 | (仙台市) | TEL 022-263-1111 (代) |
| 関東農政局消費・安全部表示・規格課 | (さいたま市) | TEL 048-600-0600 (代) |
| 北陸農政局消費・安全部表示・規格課 | (金沢市) | TEL 076-263-2161 (代) |
| 東海農政局消費・安全部表示・規格課 | (名古屋市) | TEL 052-201-7271 (代) |
| 近畿農政局消費・安全部表示・規格課 | (京都市) | TEL 075-451-9161 (代) |
| 中国四国農政局消費・安全部表示・規格課 | (岡山市) | TEL 086-224-4511 (代) |
| 九州農政局消費・安全部表示・規格課 | (熊本市) | TEL 096-353-3561 (代) |
| 沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 | (那覇市) | TEL 098-866-0031 (代) |

〈独立行政法人農林水産消費安全技術センター〉

| | | |
|-------------|---------|------------------|
| 札幌センター小樽事務所 | (小樽市) | TEL 0134-33-5969 |
| 仙台センター | (仙台市) | TEL 022-293-3931 |
| 本部 | (さいたま市) | TEL 048-600-2366 |
| 本部横浜事務所 | (横浜市) | TEL 045-201-7433 |
| 名古屋センター | (名古屋市) | TEL 052-232-2029 |
| 神戸センター | (神戸市) | TEL 078-331-7663 |
| 神戸センター岡山事務所 | (岡山市) | TEL 086-222-6923 |
| 福岡センター門司事務所 | (北九州市) | TEL 093-321-2663 |

〈農林水産省〉

消費・安全局表示・規格課 TEL 03-3502-8111 (内線:4486, 4487)

〈ホームページ〉

<http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html>

5

生鮮食品品質表示基準

制定平成 12 年 3 月 31 日 農林水産省告示第 514 号
 改正平成 16 年 9 月 14 日 農林水産省告示第 1706 号
 改正平成 18 年 2 月 28 日 農林水産省告示第 210 号
 改正平成 20 年 1 月 31 日 農林水産省告示第 126 号

(適用の範囲)

第 1 条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|---------|--|
| 生鮮食品 | 加工食品（加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）第 2 条に規定するものをいう。）以外の飲食物品として別表に掲げるものをいう。 |
| 業務用生鮮食品 | 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。 |
| 小売販売業者 | 販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。 |

(生鮮食品の表示事項)

第 3 条 生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この条及び次条において同じ。）の品質に関し、販売業者（販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。）が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原産地

2 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成 5 年政令第 249 号）第 5 条に規定する特定商品であって密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。）されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(生鮮食品の表示の方法)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに同条第 2 項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

- (1) 名称
その内容を表す一般的な名称を記載すること。
- (2) 原産地

次に定めるところにより事実即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあつては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であつて複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあつては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあつては都道府県名を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

(ア) 国産品（国内における飼養期間が外国における飼養期間（2 以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。）より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。）にあつては国産である旨を、輸入品（国内における飼養期間が外国における飼養期間より短い家畜を国内でと畜して生産したものを含む。）にあつては原産国名（2 以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が

最も長い国の国名)を記載すること。ただし、国産品にあつては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

(イ) 当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ 水産物

(ア) 国産品にあつては生産した水域の名称(以下「水域名」という。)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 内容量

計量法(平成4年法律第51号)の例により表示すること。

2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等(製品に添付されるものに限る。以下同じ。)に、小売販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。

3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。

4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

(業務用生鮮食品の表示事項及び表示の方法)

第4条の2 業務用生鮮食品の品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造又は加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の原材料となる業務用生鮮食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の原材料となる業務用生鮮食品については、この限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 加工食品品質表示基準第3条第5項に規定する対象加工食品の主な原材料となるもの以外のものにあつては、前項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。

3 第1項第2号の原産地の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

ア 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

イ 畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ウ 水産物にあつては、水域名、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(2) 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

(3) 業務用生鮮食品の原産地が2以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の多い順がわかるように記載すること。

(4) 加工食品品質表示基準第4条第1項第8号エの規定により原産地が「その他」と記載される加工食品の主な原材料となるものについては、その原産地を「その他」と記載することができる。

4 小売販売業者以外の販売業者は、第1項に規定する事項の表示を、容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等又は規格書等(製品に添付されないものであつて、当該製品を識別できるものに限る。)にしなければならない。

5 第3条第2項及び前条第3項の規定は、業務用生鮮食品について準用する。

6 前条第1項第1号の規定は第1項第1号の名称の表示について、前条第1項第3号の規定は前項において準用する第3条第2項の内容量の表示について準用する。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条第3条及び第4条の2に規定するもののほか、放射線を照射した製品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)にあつては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- (2) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(販売業者の努力義務)

第8条 販売業者は、生鮮食品の品質に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する生鮮食品及び当該販売業者に対して販売された生鮮食品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

別表（第2条関係）

1 農産物（きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。）

(1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）

玄米、精米

(2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）

大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦

(3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）

とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

(4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。）

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。）

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実

(7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に冷凍したものを含む。）

糖料作物、こんにやくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

(1) 肉類（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）

牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類

(2) 乳

生乳、生やぎ乳、その他の乳

(3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）

鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵

(4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

(1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 ブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成 12 年 7 月 1 日以後に販売されるものから適用する。

附則（平成 16 年 9 月 14 日農林水産省告示第 1706 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 17 年 10 月 1 日以前に一般消費者に販売される生鮮食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の生鮮食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附則（平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則（平成 20 年 1 月 31 日農林水産省告示第 126 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 21 年 9 月 30 日以前に生産され、販売され又は輸入される緑茶飲料及びあげ落花生の用に供する業務用生鮮食品については、この告示による改正後の生鮮食品品質表示基準第 4 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、原産地の表示を省略することができる。

6

加工食品品質表示基準

制定平成 12 年 3 月 31 日 農林水産省告示第 513 号
 改正平成 12 年 12 月 19 日 農林水産省告示第 1630 号
 改正平成 13 年 9 月 28 日 農林水産省告示第 1336 号
 改正平成 15 年 7 月 31 日 農林水産省告示第 1108 号
 改正平成 15 年 9 月 10 日 農林水産省告示第 1402 号
 改正平成 16 年 7 月 14 日 農林水産省告示第 1360 号
 改正平成 16 年 9 月 14 日 農林水産省告示第 1705 号
 改正平成 17 年 10 月 5 日 農林水産省告示第 1512 号
 改正平成 18 年 2 月 28 日 農林水産省告示第 210 号
 改正平成 18 年 6 月 30 日 農林水産省告示第 909 号
 改正平成 18 年 8 月 1 日 農林水産省告示第 1051 号
 改正平成 18 年 10 月 27 日 農林水産省告示第 1463 号
 改正平成 18 年 10 月 27 日 農林水産省告示第 1464 号
 改正平成 19 年 10 月 1 日 農林水産省告示第 1172 号
 改正平成 19 年 11 月 6 日 農林水産省告示第 1370 号
 改正平成 19 年 11 月 27 日 農林水産省告示第 1488 号
 改正平成 20 年 1 月 31 日 農林水産省告示第 125 号
 改正平成 20 年 7 月 23 日 農林水産省告示第 1167 号

(適用の範囲)

第 1 条 この基準は、加工食品（業務用加工食品以外の加工食品については、容器に入れ、又は包装されたものに限る。）に適用する。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用語 | 定義 |
|---------|---|
| 加工食品 | 製造又は加工された飲食料品として別表 1 に掲げるものをいう。 |
| 業務用加工食品 | 加工食品のうち、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。 |
| 賞味期限 | 定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。 |
| 消費期限 | 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。 |

(加工食品の義務表示事項)

第 3 条 加工食品（業務用加工食品を除く。以下この条から第 4 条の 2 までにおいて同じ。）の品質に関し、製造業者、加工包装業者、輸入業者又は販売業者（以下「製造業者等」という。）が加工食品の容器又は包装に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの（固形量の管理が困難なものを除く。）にあつては、製

造業者等がその缶又は瓶に表示すべき事項は、前項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。

- 3 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に表示すべき事項は、第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。
- 4 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項第4号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。
- 5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。
- 6 輸入品にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原産国名とする。
- 7 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる表示事項を省略することができる。

| 区 分 | 表示事項 |
|--|------------------------------|
| 容器又は包装の面積が30cm ² 以下であるもの | 原材料名、賞味期限又は消費期限、保存方法及び原料原産地名 |
| 原材料が1種類のみであるもの（缶詰及び食肉製品を除く。） | 原材料名 |
| 内容を外見上容易に識別できるもの（特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）第5条に掲げる特定商品を除く。） | 内容量 |
| 品質の変化が極めて少ないものとして別表3に掲げるもの | 賞味期限及び保存方法 |
| 常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないもの | 保存方法 |

（加工食品の表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量、同条第4項の消費期限並びに同条第5項の原料原産地名の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。ただし、別表4の左欄に掲げる加工食品以外のものにあつては、それぞれ同表の右欄に掲げる規定により定められた名称を記載してはならない。

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。

(イ) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。

ウ アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。

| 区 分 | 名 称 |
|------|--|
| 食用油脂 | 「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」、「動物油」、「動物脂」若しくは「動物油脂」又は「加工油」、「加工脂」若しくは「加工油脂」 |

| 区 分 | 名 称 |
|--|-------------------------|
| でん粉 | 「でん粉」 |
| 魚類及び魚肉（特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。） | 「魚」又は「魚肉」 |
| 家きん肉（食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。） | 「鳥肉」 |
| 無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖 | 「ぶどう糖」 |
| ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖 | 「異性化液糖」 |
| 砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖 | 「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」 |
| 香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）に掲げる食品添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。） | 「香辛料」又は「混合香辛料」 |
| 香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。） | 「香草」又は「混合香草」 |
| 糖液をしん透させた果実（原材料に占める重量の割合が10%以下のものに限る。） | 「糖果」 |
| 弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。） | 「おかず」 |

エ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。

(3) 内容量

特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法（平成4年法律第51号）の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 固形量

固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(5) 内容総量

内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 消費期限又は賞味期限

消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。

ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。

(ア) 平成12年4月1日

(イ) 12.4.1

(ウ) 2000.4.1

(エ) 00.4.1

イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあっては、次に定めるところにより記載すること。

(ア) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、b、c又はdの場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。

a 平成12年4月

b 12.4

c 2000.4

d 00.4

(イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。

(7) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10℃以下で保存すること」等と記載すること。

(8) 原料原産地名

対象加工食品にあつては、主な原材料（原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品（生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。）の原産地を、次に定めるところにより事実上即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

（ア）農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

（イ）畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

（ウ）水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

イ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。

ウ 主な原材料の原産地が2以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。

エ 主な原材料の原産地が3以上ある場合にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上記載し、その他の原産地を「その他」と記載することができる。

オ 主な原材料の性質等により特別の事情がある場合には、おおむね特定された原産地をアからエまでの規定により記載することができる。この場合には、その旨が認識できるよう、必要な表示をすること。

(9) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

製造業者等のうち表示内容に責任を有するものの氏名又は名称及び住所を記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、次に定めるところにより、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあつては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。

(1) 表示は、別記様式により行うこと。ただし、義務表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して記載する場合は、この限りでない。

(2) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

(3) 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z8305（1962）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあつては、日本工業規格 Z8305（1962）に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

(4) 名称については、第1号の規定にかかわらず、商品の主要面に記載することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に記載することができる。

(5) 原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(6) 内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

(7) 消費期限又は賞味期限を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にそれらの記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。

(8) 原料原産地名については、主な原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、主な原材料名の次に括弧を付して記載することができる。

(9) 原料原産地名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、第1号の規定にかかわらず、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。

3 対象加工食品にあつては主な原材料以外の原材料の原産地を、対象加工食品以外の加工食品にあつては原材料の原産地を第1項第8号アからオまでの規定により記載することができる。この場合において、同号ウからオまでの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、前項の原材料の原産地の記載について準用する。この場合において、第2項第8号中「主な原材料名」とあるのは、「原材料名」と読み替えるものとする。

(業務用加工食品の義務表示事項及び表示の方法)

第4条の2 業務用加工食品の品質に関し、製造業者等が業務用加工食品の容器若しくは包装、送り状、納品書等(製品に添付されるものに限る。以下同じ。)又は規格書等(製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。以下同じ。)に表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品については、この限りでない。

- (1) 名称
- (2) 原材料名
- (3) 製造業者等の氏名又は名称及び住所

2 対象加工食品の用に供する業務用加工食品(製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品を除く。以下「表示対象業務用加工食品」という。)であって当該対象加工食品の主な原材料を含むものにあつては、製造業者等がその容器若しくは包装、送り状、納品書等又は規格書等に表示すべき事項は、前項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

3 第1項の規定にかかわらず、計量法第13条第1項、食品衛生法施行規則第21条又は乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第7条の規定により表示することとされているものにあつては、これらの規定により表示しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、加工食品(容器又は包装の面積が30cm²以下であるものに限る。)の用に供する表示対象業務用加工食品にあつては第1項第2号の原材料名及び第2項の原料原産地名の表示を、原材料が1種類である表示対象業務用加工食品にあつては第1項第2号の原材料名の表示を省略することができる。

5 製造業者等は、表示対象業務用加工食品の原材料を、次に定めるところにより記載しなければならない。

- (1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、前条第1項第2号アの(ア)ただし書の規定により「その他」と記載される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、「その他」と記載することができる。
- (2) 前条第1項第2号アの(イ)の規定により原材料の記載が省略される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、その原材料の記載を省略することができる。
- (3) 食品添加物以外の複合原材料については、次に定めるところにより記載すること。

ア 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料のうち、前条第1項第2号アの(ア)ただし書の規定により「その他」と記載される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、「その他」と記載することができる。

イ 複合原材料の原材料のうち、前条第1項第2号アの(イ)の規定により原材料の記載が省略される加工食品の複合原材料の原材料となるものについては、その原材料の記載を省略することができる。

- (4) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多い順がわかるように、食品衛生法施行規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。

| 区 分 | 名 称 |
|--|--|
| 食用油脂 | 「植物油」、「植物脂」若しくは「植物油脂」、「動物油」、「動物脂」若しくは「動物油脂」又は「加工油」、「加工脂」若しくは「加工油脂」 |
| でん粉 | 「でん粉」 |
| 魚類及び魚肉(特定の種類の魚類の名称を表示していない場合に限る。) | 「魚」又は「魚肉」 |
| 家きん肉(食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表示していない場合に限る。) | 「鳥肉」 |
| 無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖 | 「ぶどう糖」 |
| ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖 | 「異性化液糖」 |

| 区 分 | 名 称 |
|--|-------------------------|
| 砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖 | 「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」 |
| 香辛料及び香辛料エキス（第4条第1項第2号ウの規定により「香辛料」又は「混合香辛料」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。） | 「香辛料」又は「混合香辛料」 |
| 香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品（第4条第1項第2号ウの規定により「香草」又は「混合香草」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。） | 「香草」又は「混合香草」 |
| 糖液をしん透させた果実（第4条第1項第2号ウの規定によ「糖果」と記載される加工食品の原材料となるものに限る。） | 「糖果」 |
| 弁当に含まれる副食物（外観からその原材料が明らかなものに限る。） | 「おかず」 |

(6) 法第14条の規定により格付された有機農産物又は有機加工食品を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。

- 6 対象加工食品の用に供する表示対象業務用加工食品であって当該対象加工食品の主な原材料を含むもの（以下この項において「原料原産地表示対象業務用加工食品」という。）にあつては当該主な原材料以外の原材料の原産地を、原料原産地表示対象業務用加工食品以外の表示対象業務用加工食品にあつては原材料の原産地を前条第1項第8号アからオまでの規定の例により記載することができる。この場合において、同号ウからオまでの規定中「主な原材料」とあるのは、「原材料」と読み替えるものとする。
- 7 前項の原材料の原産地の記載については、原料原産地名を原材料名に対応させて記載することとし、必要に応じ、原材料名の次に括弧を付して記載することができる。
- 8 第3条第6項及び前条第1項（第2号を除く。）の規定は、表示対象業務用加工食品について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|----------|------------------------------|--|
| 第3条第6項 | 輸入品 | 輸入品（輸入後にその性質に変更を加えるものを除く。） |
| | 又は包装 | 若しくは包装、送り状、納品書等（製品に添付されるものに限る。）又は規格書等（製品に添付されないものであって、当該製品を識別できるものに限る。） |
| 前条第1項 | 前条第1項第1号 | 第3条第1項第1号 |
| | 事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量 | 事項 |
| | 並びに | 及び |
| 前条第1項第8号 | 対象加工食品 | 別表2に掲げる加工食品（輸入品号を除く。以下「対象加工食品」という。）の用に供する業務用加工食品（製造若しくは加工された場所で一般消費者に販売される加工食品の用に供する業務用加工食品又は飲食料品を調理して供与する施設において飲食させる加工食品の用に供する業務用加工食品を除く。）であつて当該対象加工食品の主な原材料を含むもの |
| | 主な | 当該対象加工食品の主な |
| | の原産地 | となる原材料の原産地 |
| | ものから順 | 順がわかるよう |

（特色のある原材料等の表示）

第5条 特定の前条第1項第8号のものの、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあつては、第4条第1項第8号（第4条の2第8項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第3項並びに第4条の2第6項の規定により表示する場合を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号及び第4条の2第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあつては、割合の表示を省略することができる

- (1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
- (2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一

の種類 of 原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。)

2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
 - (2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示
 - (3) その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
 - (4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示(別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。)
- (その他加工食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、製造業者等は、加工食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。

2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が法第19条の13第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(製造業者等の努力義務)

第8条 製造業者等は、加工食品の品質に関する表示を適正に行うために必要な限度において、その販売する加工食品及び当該製造業者等に対して販売された飲食物品の表示に関する情報が記載された書類を整備し、これを保存するよう努めなければならない。

別表1(第2条関係)

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉づく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆類、その他の豆類の調製品
- 12 砂糖類
砂糖、糖みつ、糖類

- 13 その他の農産加工品
こんにゃく、その他 1 から 12 に掲げるものに分類されない農産加工食品
 - 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
 - 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイスクリーム類、その他の酪農製品
 - 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
 - 17 その他の畜産加工品
はちみつ、その他 14 から 16 に分類されない畜産加工食品
 - 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類
 - 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の加工海藻類
 - 20 その他の水産加工食品
その他 18 及び 19 に分類されない水産加工食品
 - 21 調味料及びスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、うま味調味料、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
 - 22 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
 - 23 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
 - 24 その他の加工食品
イースト及びふくらし粉、植物性たん白及び調味植物性たん白、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他 21 から 23 に分類されない加工食品
 - 25 飲料等
飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料
- 別表 2 (第 3 条関係)
- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
 - 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物品質表示基準（平成 12 年 12 月 28 日農林水産省告示第 1747 号）第 2 条に規定する農産物漬物を除く。）
 - 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
 - 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
 - 5 緑茶及び緑茶飲料
 - 6 もち
 - 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
 - 8 こんにゃく
 - 9 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
 - 10 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
 - 11 表面をあぶった食肉
 - 12 フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
 - 13 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
 - 14 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
 - 15 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類

- 16 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 17 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 18 表面をあぶった魚介類
- 19 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 20 4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）


別表3（第3条関係）

- 1 でん粉
- 2 チューインガム及び冷菓
- 3 砂糖
- 4 アイスクリーム類
- 5 食塩及びうま味調味料
- 6 飲料水及び清涼飲料水（ガラス瓶入りのもの（紙栓をつけたものを除く。）又はポリエチレン製容器入りのものに限る。）並びに氷

別表4（第4条関係）

| 加工食品 | 規定 |
|------------------------|--|
| トマト加工品 | トマト加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1632号）第4条第1項第1号 |
| 乾しいたけ | 乾しいたけ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1633号）第4条第1号 |
| にんじんジュース及びにんじんミックスジュース | にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1634号）第3条第1号 |
| 即席めん類 | 即席めん類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1641号）第4条第1項第1号 |
| 生タイプ即席めん | 生タイプ即席めん品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1642号）第4条第1項第1号 |
| マカロニ類 | マカロニ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1643号）第4条第1項第1号 |
| ハム類 | ハム類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1647号）第4条第1項第1号 |
| プレスハム | プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1648号）第4条第1項第1号 |
| 混合プレスハム | 混合プレスハム品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1649号）第4条第1項第1号 |
| ソーセージ | ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1650号）第4条第1項第1号 |
| 混合ソーセージ | 混合ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1651号）第4条第1項第1号 |
| ベーコン類 | ベーコン類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1652号）第4条第1項第1号 |
| 特殊包装かまぼこ類 | 特殊包装かまぼこ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1656号）第4条第1項第1号 |
| 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ | 魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1658号）第4条第1項第1号 |
| 削りぶし | 削りぶし品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1659号）第4条第1項第1号 |
| うに加工品 | うに加工品品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1660号）第4条第1項第1号 |
| うにあえもの | うにあえもの品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1661号）第4条第1項第1号 |
| 乾燥わかめ | 乾燥わかめ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1662号）第3条第1号 |
| 塩蔵わかめ | 塩蔵わかめ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1663号）第4条第1項第1号 |
| みそ | みそ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1664号）第3条第1号 |
| しょうゆ | しょうゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1665号）第3条第1号 |
| ウスターソース類 | ウスターソース類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1666号）第3条第1号 |
| ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料 | ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1667号）第3条第1号 |
| 食酢 | 食酢品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1668号）第4条第1項第1号 |
| めん類等用つゆ | めん類等用つゆ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1670号）第4条第1項第1号 |
| 乾燥スープ | 乾燥スープ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1671号）第4条第1項第1号 |
| 食用植物油脂 | 食用植物油脂品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1672号）第3条第1号 |
| 純製ラード | 純製ラード品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1673号）第3条第1号 |
| マーガリン類 | マーガリン類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1675号）第4条第1項第1号 |
| チルドハンバーグステーキ | チルドハンバーグステーキ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1677号）第4条第1項第1号 |
| チルドミートボール | チルドミートボール品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1678号）第4条第1項第1号 |
| チルドぎょうざ類 | チルドぎょうざ類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1679号）第4条第1項第1号 |
| 豆乳類 | 豆乳類品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1684号）第4条第1項第1号 |

別表 5 (第 6 条関係)

| 加工食品 | 方法 |
|--|--|
| 牛乳(乳及び乳製品の成分規格等に関次のする省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第3項に規定するものをいう。) | <p>図に定めるところによる。</p>  |

別記様式 (第 4 条関係)

| |
|--|
| <p>名称 原材料名 原料原産地名 内容量 固形量 内容総量 賞味期限 保存方法 原産国名 製造者</p> |
|--|

備考

- この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる。
- 第3条第4項の規定により、賞味期限に代えて消費期限を表示すべき場合にあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 表示内容に責任を有する者が販売業者、加工包装業者又は輸入業者である場合にあっては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とすること。
- 第3条第7項の規定により表示しない項目については、この様式中当該項目を省略すること。
- 第4条第2項第4号又は第8号の規定により記載する場合にあっては、この様式中それぞれ名称、内容量又は原料原産地名の項目を省略することができる。
- この様式は、縦書とすることができる。
- この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 法第19条の13第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた義務表示事項、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができる。

附則

- この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第1項の規定に基づき品質に関する表示の基準が定められている農林物資以外の農林物資については、平成13年4月1日以後に製造、加工又は輸入されるものから適用する。

附則(平成12年12月19日農林水産省告示第1630号)
 この告示は、公布の日から施行する。

附則(平成13年9月28日農林水産省告示第1336号)
 この告示は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。

附則(平成15年7月31日農林水産省告示第1108号)
- この告示は、公示の日から施行する。
- この告示の施行の日以前に製造、加工又は輸入された加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。
- 平成17年7月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附則(平成15年9月10日農林水産省告示第1402号)
 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成16年7月14日農林水産省告示第1360号)
 (施行期日)
 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附則(平成16年9月14日農林水産省告示第1705号)
 (施行期日)
- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 平成 18 年 10 月 1 日以前に製造され、加工され又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

(別表 2 に掲げる加工食品の見直し)

- 別表 2 に掲げる加工食品については、製造及び流通の実態、消費者の関心、国際的な規格の検討の状況等を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

(塩干魚類品質表示基準及び塩蔵魚類品質表示基準の廃止)

- 塩干魚類品質表示基準（平成 13 年 4 月 25 日農林水産省告示第 587 号）及び塩蔵魚類品質表示基準（平成 13 年 4 月 25 日農林水産省告示第 588 号）は、廃止する。

附則（平成 17 年 10 月 5 日農林水産省告示第 1512 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附則（平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号）

(施行期日)

この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 6 月 30 日農林水産省告示第 909 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成 18 年 8 月 1 日農林水産省告示第 1051 号）

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 平成 20 年 7 月 31 日以前に製造され、加工され、又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準の一部改正)

- 遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 517 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「製造業者又は加工包装業者」を「製造業者、加工包装業者又は輸入業者」に改める。

附則（平成 18 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1463 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附則（平成 18 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1464 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附則（平成 19 年 10 月 1 日農林水産省告示第 1172 号）

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 平成 21 年 9 月 30 日以前に製造され、加工され、又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附則（平成 19 年 11 月 6 日農林水産省告示第 1370 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から施行する。

附則（平成 19 年 11 月 27 日農林水産省告示第 1488 号）

(施行期日)

この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

附則（平成 20 年 1 月 31 日農林水産省告示第 125 号）

(施行期日)

- この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 21 年 9 月 30 日以前に製造され、加工され、販売され又は輸入される緑茶飲料及びあげ落花生の用に供する表示対象業務用加工食品については、この告示による改正後の加工食品品質表示基準第 4 条の 2 第 2 項の規定にかかわらず、原料原産地名の表示を省略することができる。

附則（平成 20 年 7 月 23 日農林水産省告示第 1167 号）

この告示は、平成 20 年 8 月 22 日から施行する。